

会議の名称	(番号) 2 - 1 5	墨田区入札等外部審査委員会
開催日時	平成 2 7 年 1 2 月 2 1 日 (月) 午後 3 時 0 5 分から午後 4 時 5 5 分まで	
開催場所	区議会第一委員会室 (庁舎 1 7 階)	
出席者数	委 員 3 名 区 6 名 事務局 5 名	【 委 員 】 碓井光明 須田徹 阿部かおり 【 区 】 総務部長 総務部参事 契約課長 営繕課長 企画経営室主査 すみだ生涯学習センター館長 【事務局】 契約係長 契約係主査 契約係担当職員
議 題	1 平成 2 7 年度第 1 回 (平成 2 7 年 9 月 2 8 日) 墨田区入札等外部審査委員会会議概要の公表について 2 入札及び契約手続の運用状況等の報告 (平成 2 7 年度上半期分) 3 抽出案件の審査	
配 付 資 料	1 平成 2 7 年度第 1 回 (平成 2 7 年 9 月 2 8 日) 墨田区入札等外部審査委員会会議概要 2 平成 2 7 年度上半期発注案件一覧表・受注業者別受注件数等 3 平成 2 7 年度第 2 回墨田区入札等外部審査委員会 (平成 2 7 年度上半期発注案件分) 抽出案件一覧表等	
会 議 概 要	1 平成 2 7 年度第 1 回 (平成 2 7 年 9 月 2 8 日) 墨田区入札等外部審査委員会会議概要の公表について 墨田区入札等外部審査委員会の組織及び運営に関する要綱 (以下「要綱」という。) 第 7 条第 1 項ただし書の規定に基づき、別添資料のとおり、公表することとした。 2 入札及び契約手続の運用状況等の報告 (平成 2 7 年度上半期分) 別添資料のとおり、要綱第 2 条第 1 号の報告を受けた。 3 抽出案件の審査 阿部委員が抽出した次の 5 件の契約について、要綱第 2 条第 2 号の審査を行った (主な質疑、意見等は、3 ページ以後のとおり) 。 なお、これら 5 件の契約につき、要綱第 2 条第 3 号に規定する意見具申を行うべき不適切な点等は認められなかった。 (1) 庁舎リフレッシュ計画に基づく熱源設備改修 (その三) 工事 (2) 東駒形コミュニティ会館大規模改修工事 (3) きんし保育園内部改修その他に伴う空調設備その他工事 (4) すみだ生涯学習センター受付案内及び巡回警備等業務委託 (5) 平成 2 7 年度建築基準法に基づく墨田区区有施設定期点検その他調査業務委託	

	4 その他 (1) 次回の委員会では、平成27年度下半期分の発注案件のうち、次の案件について区から報告を受ける（審査の対象とする）こととした。 ア 工事及び製造の請負 予定価格が130万円を超えるもの イ 設計、測量及び地質調査の委託 予定価格が50万円を超えるもの ウ ア及びイに掲げるもの以外のもの 予定価格が1,000万円を超えるもの (2) 次回の委員会では、須田委員が抽出した5件の案件について審査することとした。
所 管 課	総務部契約課

【別添資料は掲載省略】

1 庁舎リフレッシュ計画に基づく熱源設備改修（その三）工事

委員の質疑、意見等	区の回答等
入札参加者が1者のみであった要因は分析しているか。 入札参加者が1者のみであった理由を記録に残し、後々の事務処理に生かすことが大事である。	この工事は、その1工事及びその2工事に引き続いて行うものであり、その1工事、その2工事のいずれも、今回の入札に参加したＪＶの代表者である第一工業株式会社が代表となるＪＶと契約を締結していることから、他の事業者が入札参加を敬遠した可能性がある。 また、全国的に工事従事者が不足している状況がみられる中、ＪＶを組む難しさがあったかも知れない。
ＪＶ施工とした理由は何か。	大規模な工事等について安定的施工を確保する観点からＪＶ施工を活用している。このほか、区内業者の育成及び受注機会の確保という目的もある。 区では、要綱を定め、一定金額以上の工事についてＪＶ施工としている。

2 東駒形コミュニティ会館大規模改修工事

委員の質疑、意見等	区の回答等
落札率が99.75%と高いことに疑問を感じるがどうか。	ここ数年は、この工事に限らず、落札率は高止まりの傾向にある。 また、予定価格付近に入札額が集まるのは、適正な工事費の積算が行われていることの表れとも考えられ、合理的な結果とも言える。
辞退者が多い理由をどのように考えているか。	予定価格を事前に公表しているので、自身の積算結果が予定価格を上回った業者は入札を辞退することになる。 したがって、必ずしもこの工事に関心がないという意味での辞退ばかりではない。
価格点でほとんど差がつかないため、施工能力評価点が大きな意味を持つことになるが、このことは総合評価を実施した思惑に合致すると言って良いか。	価格で差がつかなければ、施工能力的に信頼できる業者と契約ができるという意味では、総合評価を実施した効果があったと考えている。

3 きんし保育園内部改修その他に伴う空調設備その他工事

委員の質疑、意見等	区の回答等
落札率が62.95%というのは、業者の積算に相当の無理があるように感じられる。正当な利益が得られる金額なのか疑問だ。 この金額で請負が可能だとすれば、予定価格が高過ぎたということにならないか。	工事費は、積算基準に基づき適正に算定している。その工事費に基づいて予定価格を設定しているが、予定価格はあくまでも標準的な価格であり、事業者個々の特殊事情等は見込めない。 その事業者の事情によって、予定価格より相当程度低い価格で入札できる場合もある。

4 すみだ生涯学習センター受付案内及び巡回警備等業務委託

委員の質疑、意見等	区の回答等
予定価格が非公表であるにもかかわらず、落札率が100%とはどういうことか。1円単位まで合致することは、偶然でもあり得ない。	事業の主管課が徴取した見積書を基に予算を計上し、その予算額をそのまま予定価格として設定した。この業務は、毎年度委託しているものであり、主管課は平成26年度の受託業者から見積書を徴取したようであるが、その事業者が平成27年度も落札したという事情がある。 つまり、高橋工業株式会社が、平成27年度のこの業務について、平成26年度の契約価格と同額の見積書を提出し、その額で入札したところ、その額を下回る入札がなかったため、同社が落札したということである。一方、区も、平成26年度の契約金額（すなわち、高橋工業株式会社の見積額）を予定価格としたため、落札率が100%となったものである。
前年度契約業者の見積額を基に予定価格を設定しているのであれば、予定価格を非公表にしたとしても、当該業者が予定価格を推測できる有利な立場にあることは否定できない。1者だけの見積額を予定価格とすることに問題があると思うが、このような予定価格の設定方法は一般的なことか。	複数の事業者から見積書を徴取するのが一般的だが、事業によっては1者のみの場合もある。
予定価格の設定に際し、1事業者の見積りのみに依拠した方法の是非について検討する必要があると思うがどうか。	予定価格の前提となる予算額の設定に当たり見積りを徴取する際は、1者だけでなく複数者から徴取するようにしたい。

5 平成27年度建築基準法に基づく墨田区区有施設定期点検その他調査業務委託

委員の質疑、意見等	区の回答等
この種の業務については、発注者として、どの程度密度の濃い業務を行っているかを確認することはできるのか。	点検の内容及び方法は、国土交通省告示により定められているので、定型的な業務といえる。 したがって、業者による履行状況の差はないものと考えられる。
定型的な業務であるとするれば、各業者の入札額にこれほど大きな差が生じていることをどのように考えれば良いか。	この業務を受託することについて、それほど意欲的ではない業者は、非現実的な高い金額で入札している可能性がある。
落札率が低い、低入札価格調査は行わないのか。	一般的に人件費比率の高い清掃業務委託等を低入札価格調査の対象としている。